

「出会い系サイト」に潜むワナ

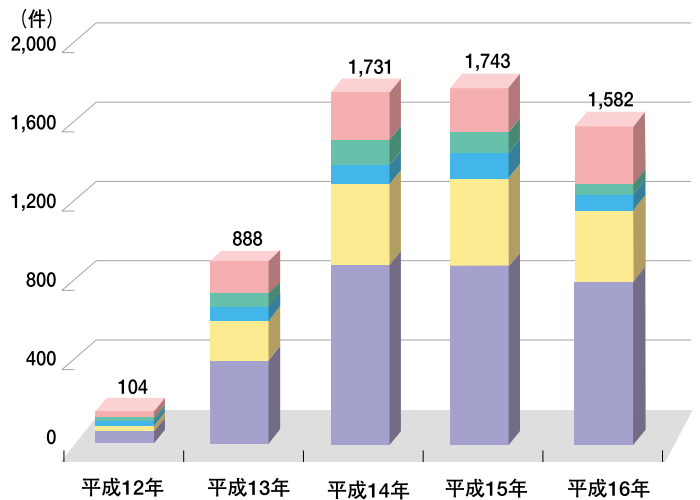
名前を隠して異性と出会う「出会い系サイト」について、恐ろしいワナが潜んでいること
援助交際の書き込みは犯罪行為だということを知っていますか？

いわゆる出会い系サイトに関する事件の 検挙状況

近年、出会い系サイトに関する事件が増加しており、出会い系サイトを利用した子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くを占めています。また罪種として最も多いのは、児童買春・児童ポルノ法違反ですが、殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪も発生しています。



- 児童買春・児童ポルノ法違反
- 青少年保護育成条例違反
- 重要犯罪
- 粗暴犯
- その他



事例

児童買春

被疑者らは、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女子高校生2名が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金3万円の対償を供与する約束をして児童買春した。平成16年1月、児童買春・児童ポルノ法違反で検挙(山形)。

事例

逮捕監禁・強姦・強盗

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトで知り合った女性を車内に逮捕監禁して強姦し、さらに現金を奪った。平成16年4月、逮捕監禁罪、強姦罪、強盗罪で検挙(北海道)。

「大人」も18歳未満の「子ども」も 「出会い系サイト」を利用した援助交際の勧誘は、犯罪です。

出会い系サイト規制法

平成15年9月に施行されたいわゆる「出会い系規制法」により、インターネットの掲示板等に、児童を対象とする援助交際の書き込みをすることが禁止されました。

たとえ遊びの気持ちからであっても、援助交際の相手を募集する書き込みをしただけで罰せられます。

事例

出会い系サイトを利用した児童の不正誘引

出会い系サイトに「中高生必見!今日の放課後会える娘いない?3から5位でね。」と投稿し、対償を供与することを示して児童を異性交際の相手方となるよう誘引した。平成15年11月、出会い系サイト規制法違反で検挙(大分)。



禁止されている書き込み

- 十八歳未満の子どもを対象とした性交等に誘うこと
例) 「女子中学生で僕とHしてくれる人いませんか」 (26歳・会社員)
「私とHしてくれる人いませんか」 (16歳・高校生)
- 金銭を示して十八歳未満の子どもとの交際に誘うこと
例) 「女子中学生で¥3で会ってくれる人いませんか」 (45歳・会社員)
「お小遣いければお茶してもいいよ」 (14歳・中学生)